

令和 8 年第 8 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	令和 8 年第 8 回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和 8 年 8 月 2 5 日（火） 午後 3 時 0 0 分から午後 3 時 3 7 分まで	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 会議室 5 0 1	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和 8 年第 8 回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

令和8年第8回朝霞市農業委員会総会

令和8年8月25日（火）

午後3時00分から

午後3時37分まで

朝霞市民会館ゆめばれす 会議室501

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

19番 高野 政江 委員 20番 高橋 秀明 委員

3 提出議案

議案第25号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第27号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

4 諸報告

（1）報告第8号 会長専決について

（2）その他報告

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

（2）朝霞市農業委員会委員の定数見直しについて

6 閉会

出席委員（16人）

会	長	高橋	隆
委	員	槁本	広明
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	坂井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（4人）

委	員	高木	清
委	員	野島	淳
委	員	小寺	哲雄
委	員	蕪木	勝美

事務局

事	務	局	局	長	齋藤 欣延
事	務	局	局 次	長	濱野 孝雄
事	務	局	主	任	根古谷 哲
事	務	局	主	事	芦田 磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・齋藤事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第8回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、第8回農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

8月も末の方になってきていますが、今日のようにまだ35度を超える日が続いております。また、関東ではゲリラ豪雨が発生しております。作物に被害がないように、また土の流出などの被害がないように、難しいかと思いますがご対応お願いいたします。

本日の議案は3つとなっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは進行を進めてまいります。

本日の出席委員は20名中16名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

19番 高野政江委員と20番 高橋秀明委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第25号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

なお、議案第２５号３番、４番につきましては、関連がございますので、一括で審議いたします。

それでは事務局、議案の説明をお願いいたします。

○芦田主事

それでは１ページをご覧ください。

議案第２５号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和８年８月２５日提出

番号１から番号４まで

土地の所在地等については資料のとおりです。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第２５号１番につきまして、高野政江委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野政江委員

農地法第３条の規定による許可申請の調査は８月１７日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請に際しては、農地法第３条第２項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第３条第２項第１号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第４号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、申請書からも、年間１５０日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約１１アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地ではキャベツの栽培を行う予定とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、1. 3キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞第九小学校を出発して南東に240メートル程進んだら左折し、約30メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第25号1番につきまして、何かご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第25号1番につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第25号2番につきまして、渡邊忠委員に調査報告をお願いします。

○渡邊委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は8月23日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第４号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、申請書からも、年間１５０日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約６５アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地ではニンジンの栽培を行う予定とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、１．８キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、４ページをご覧ください。朝霞第九小学校を出発して南東に２１０メートル程進んだら左折し、突き当たりを左折します。約３０メートル進んだらまた左折し、８０メートル程進んだらもう一度左折、その先４０メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第２５号２番につきまして、何かご質問はございますか。

（ なし の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」 の声）

ご異議がないようですので、議案第２５号２番につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第２５号３番及び４番につきまして、秋山磨弥委員に調査報告をお願いします。

○秋山委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は8月20日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、議案第25号の番号3と4は同一世帯であり、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、申請書からも、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約38アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、どちらの申請地でもニンジンの栽培を行う予定とのことであり、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、番号3が1.2キロメートル程、番号4が1.3キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、6ページをご覧ください。朝霞第九小学校を出発して東橋方面に100メートル程進んだら右折し、約100メートル進むと右手に番号3の申請地があります。

次に、資料の8ページをご覧ください。番号3の申請地から更に90メートル程進むと右手に番号4の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第25号3番及び4番につきまして、何かご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」 の声）

ご異議がないようですので、議案第 25 号 3 番及び 4 番につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の説明をお願いいたします。

○芦田主事

それでは 10 ページをご覧ください。

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和 8 年 8 月 25 日提出

番号 1

土地の所在地等については資料のとおりです。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第 26 号につきまして、飯倉文雄委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○飯倉委員

農地法第 5 条の規定による許可申請の調査は 8 月 14 日に行って来ました。

土地の所在地などは、資料のとおりです。

申請地は、宅地化の状況や事業の用に供する施設等が連坦している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10 ヘクタール未満であるため、農地区分は第 2 種農地にあたりと判断いたします。

工事計画は、許可日から 6 か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、譲受人は現在、和光市で土地を借りて資材置場として使用していますが、土地所有者から期限は明確でないものの、立退いてほしいとの意向を伝

えられたことからほかの土地を探していました。市街化区域や第3種農地では希望する規模の土地が見つからず、第2種農地も含めて探したところ、譲渡人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのことでした。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、安全鋼板を設置して影響が出ないようにするほか、何か被害が生じた場合は責任を持って対処するとのことから適当であると考えます。

申請地の位置ですが、11ページをご覧ください。朝霞第二中学校の正門を出発して岡橋方面に100メートル程進み、右折します。その後、約90メートル進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第26号につきまして、何かご質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第26号につきましては、許可相当とすることに決しました。

次に、議案第27号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題とい

たします。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

○芦田主事

それでは13ページをご覧ください。

議案第27号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和8年8月25日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

次の14ページ以降をご覧ください。

今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、17ページの変更概要書に
示した6地区となっております。

この生産緑地地区につきましては、次の18ページから22ページまで、それぞれ担
当課であります、みどり公園課から案内図が添付されております。

また、2地区については、行為制限が解除されたことに伴い、生産緑地地区の一部を
削除や統合することについて、1地区については、あずま南地区土地区画整理事業で仮
換地指定することについて、今回、意見を求められたものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

本議案は、生産緑地法施行規則第1条に基づき、別紙変更案について農業委員会に対
し意見を求められたものでございます。

議事日程17ページ、変更概要書をご覧ください。17ページの生産緑地地区につい
て、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。

(「意見なし」との声あり)

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第 27 号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

次に、諸報告を行います。報告第 8 号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、9 月 25 日(金)午後 3 時からです。場所は、市民会館ゆめぱれす会議室 501 となります。

続きまして、朝霞市農業委員会委員の定数見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○濱野局次長

それでは、別途配付している資料の 1 ページをご覧ください。

前回総会でご説明したとおり、農業委員会の委員定数は「農業委員会等に関する法律施行令」で上限が定められており、本市では「朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例」に基づき、定数を 20 人としています。

委員の選任は、朝霞市農業委員会の委員の選任に関する規則第 2 条により、(1) 農業者からの推薦、(2) 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦、(3) 農業に識見を有する者の募集、の 3 つの方法で行っています。

続きまして、2 ページをご覧ください。

前回総会でいただいたご意見についてご説明します。まず、女性委員の人数についてのご質問でしたが、第 7 回総会時にも回答したとおり、委員全員のうち 2 名を女性とするのではなく、女性団体からの推薦枠として 2 名を想定しています。

次に、農協推薦委員を必ず入れなければならないかという点ですが、かつては農協や県共済からの選任枠がありましたが、平成 28 年 4 月の法改正により廃止されました。

事務局案では県共済の枠をなくし、農協推薦に一本化していますが、農協の理事の中から選ばれている点は変わらず実質的には同様と考えています。

その他のご意見は、7 月末まで受け付けておりましたが、特段ございませんでした。

なお、今回の条例改正は委員定数を 20 人から 13 人に変更するものです。想定される選出地区の組合せを参考として掲載しています。

また、提示した区割りで選出が難しい場合は、別地区からの推薦もお願いする可能性がありますので、ご了承ください。

本日は内容をご確認いただき、ご異議がなければ条例改正手続を進めさせていただきたいと思います。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○高橋会長

事務局からの説明につきまして、何かご質問やご意見がございますか。

○高野正芳委員

地区の組合わせについて、私は田島の担当ですが、今回の変更案では浜崎上・浜崎下・田島の区割りとなっております。

13人になったことにより新しい区割りになったのでしょうか。

農協の理事の選出は田島・上内間木・下内間木から1人を出していますが、宮戸はどのような選出方法をされていますか。

○高橋会長

宮戸は浜崎上・浜崎下と交互でやるようになっています。

ただ、今回の場合は農協の理事選出の基準とは異なる基準で案を出しています。

こちらの説明を事務局からお願いします。

○濱野局次長

今回の場合は農協の理事の選出方法とは異なり、それぞれの地区の農家人数や土地の近さなどの関連性を考慮して、人数を減らした場合の区割りの案として出しています。

あくまで案なので、実際に運用する際にやっぱり違う地区の組合わせがいいということであれば、臨機応変に対応させていただきます。

○高野正芳委員

農協の理事選出など、これまでも土地柄を加味して決めています。

委員定数削減が決まり次第、区割りにについても公開されると思いますが、できれば農協の理事選出と同じ区割りにしてほしいと思っております。

○高橋会長

まだ案の段階なので、そのような意見も聞いていかないといけないと思っております。

ほかに質問はございますか。

○高橋秀明委員

定員削減はいつごろから実施されるのでしょうか。

○濱野局次長

今期が終わって、令和10年4月1日から実施する予定です。

○高橋秀明委員

人数は13人で確定ですか。

○濱野局次長

前回に案を出させてもらったタイミングで、委員の皆さんより意見を伺っていましたが、特に意見がなかったので13人としております。

○高橋秀明委員

令和10年4月までに内容を調整しながら決めていく形になるのでしょうか。

○濱野局次長

来年度には、支部からの推薦をいただく準備を進めていかないといけないので、条例改正は今年の12月に実施を予定しております。

条例改正の手續に関しましては、9月までには方向性を決めないといけないため、6月からお話しをさせていただき、このタイミングで皆さんからご意見をいただいた次第です。

○高橋秀明委員

今回の改正した後ですが、試験的に一期だけやってみて、うまくいかなければ次回からはまた委員定数を変えるような形で柔軟にするのか、今回の条例改正で決めてしまうのかどちらになりますか。

○濱野局次長

今回条例改正が決まったとしても、人数が少ないとなった場合、その任期中の変更は難しいと思いますが、次回改選の際には改めて条例改正をする可能性はあります。

○橋本委員

今後の流れを考えたときに、今の説明と違うと思います。

県内で比べたときに実際は13人でも多いという中で、今後不具合があれば増やすと言うのはありえない話かと。もう少し正直に言った方がいいと思います。

13人でも多いという中で、苦肉の策で中間をとって13人としているが、次に改選するときは例えば7人にしますとか、そういう話と私は認識しています。

○齋藤事務局長

貴重なご意見ありがとうございます。

事務局としましては、人数が多いという認識があるので、定員を20人から13人に変更する案を出しています。

今後進めていく中で、農地や農家数が3年・6年後に減っていく可能性もあります。

その際にまた13人でも人数が多いとなった場合には、状況を鑑みて再度人数を減らすこともあるかと思います。

○橋本委員

増えるということがどれくらいの可能性があるか考えたら、ほとんどないと思っています。

それよりは、次の見直しで他の市町村と比べてもまだ多いという中で、今回20人からいきなり減らすことはできないから、まずは13人にしたということでもいいのではないのでしょうか。

○齋藤事務局長

今回の13人と算出するにあたりましては、他市の委員数を参考にしながら行っています。

選出される地区については、これまでの経緯もございますので、そのことも含めて考えていきたいと思っています。

○橋本委員

地区については条例で決めることなく、委員会で決めればいいことだから今は関係なくて、条例を提出するにあたっては13人で出すことだけ決めておけばいいわけですね。

どの中で不都合があったら増やすというニュアンスがあったので、そこに引っ掛かりました。

不都合があったとしても増えないですね。

○齋藤事務局長

現状では難しいと思います。

○橋本委員

そうでしょう。だとやっぱり13人や10人になったとしても、工夫してやりなさいということが普通だと思います。

他市ではその人数でもやっていると言われるわけですね。

○齋藤事務局長

はい。

○橋本委員

だったらこの場でも、そのようなスタンスで説明された方がよいかと思います。

○高橋会長

ほかに質問はございますか。

○富岡委員

地区の割り振りに関して、各支部長の方には今回の割り振りのことは伝えているのでしょうか。

○濱野局次長

まずは農業委員の皆さんにお話をした後に、支部の方にも説明に回らせていただこう

と思っておりました。

今日以降、どのタイミングでどのような形で説明するか考えているところですが、支部長には必ず我々の方で説明させていただきます。

○高橋会長

ほかに質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、条例改正の手続を進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、事務局は条例改正の手続を進めてください。

そのほかの議案等につきまして、何かご質問はございますか。

○高橋秀明委員

農地法第5条許可申請につきまして、報告第8号の中で隣地からの反対で許可書の取消願の提出があったとありますが、どういった内容なのか教えていただけないでしょうか。

○根古谷主任

転用予定だった事業者がごみ収集業者で、近隣の方にもごみ収集車の駐車場として転用することを説明しました。

その際に、ごみのにおいが気になるから転用をやめてほしいという苦情が環境部門に入ったものの、農地法上は隣接農地への説明と許可をもらう必要はありますが、非農地に関しては許可を取る必要がなく、隣接地はすべて非農地だったため、そのまま許可申請を進めておりました。

ただ、転用事業を進める際に、改めて苦情を言われたことで、近隣との関係性を鑑みて申請を取り下げたいと申出がありました。

○高橋秀明委員

転用事業者との話が白紙になったので、それに合わせて農地転用も取り下げることですね。

○根古谷主任

隣接地も事業者ではありましたが、においが気になるということで反対されたく、農地転用としては許可が下りていたので、取消願の申請がありました。

○高橋秀明委員

取消はできるものなのですか。

○根古谷主任

事業開始前で、まだ農地のままだったので取消ができました。

もし、すでに農地ではない形にしている場合は、農地に戻してもらう必要があります。

○高橋会長

ほかに質問はございますか。

(なし の声)

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第8回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

19番 高野 政江 委員

20番 高橋 秀明 委員

令和8年9月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員